

## 著作権法改正に関する要望事項

要望の趣旨	<p>著作権仲裁審判機関の創設</p> <p>デジタルコンテンツ流通が著作物の主要な流通、伝達手段となり、同時にコンテンツの配信技術や利用方法が極めて多様化する昨今、権利者と利用者の協議による問題解決だけでは合意形成に時間がかかることから、社会の要請である著作物の迅速な流通等の実現のため、新たな機関を創設する必要がある。</p>
法改正を必要とする理由	<p>ユビキタス社会において著作物の創作や制作・流通はほとんどの場合デジタルコンテンツとして、ネットワークインフラ経由で配信、認証、課金され、利用されることになる。このような技術基盤における社会ではコンテンツ流通やコンテンツの使用形態はますます多様化し、これまでの著作物を複製物として販売し、購入者による複製物の所有と利用という形態から、複製物を販売・所有せず利用するのみといった形態が出てくるなど、従来からある著作物の利用許諾システムや利用料率等の規定を前提とした権利者と利用者（サービス提供者）の協議では迅速な解決ができない利用の形態が増加している。このため、技術の発展速度や利用者ニーズの多様化に対応すべく、迅速に権利問題を解決する仕組みが必要となってきている。</p> <p>一定期間の権利者と利用者の協議により利用料率を含む権利問題が解決しない場合は、公的機関としての仲裁審判機関による、迅速な仲裁審判制度により解決することで、新しいデジタルコンテンツを遅滞なく世に出すことが可能になり、利用者の要望に速やかに答えることで市場形成が期待できる。このように、権利問題解決の仕組みを充実することが結局は権利者、事業者の双方にとっても有益であり、また日本のデジタルコンテンツ産業のレベルアップと国際的な競争力を確保できる手段であると思われる。</p> <p>その仕組みとして、著作権仲裁審判機関を文化庁に所属する機関として創設することが望ましく、従来の仲裁・裁定による著作物の利用（67条や68条の規定）等および紛争処理（105条 111条）等に加え、デジタルコンテンツ流通全般にも拡大適用できるような新たな法制度として創設し、この仲裁審判機関を積極的に活用することにより、新しい利用に伴う権利許諾や適正な権利使用料等を迅速に決定できるようにする必要があると思われるから。</p>
改正条項及び内容	<p>著作権法に著作権仲裁審判についての新たな章を設け、機関の目的、組織、機能等を明確にする。目的については従来の第二章第八節（裁定による著作物の利用および第六章（紛争処理）を含むものとする。67条、68条、105条 111条も含むものとする。</p>
団体名	<p>社団法人音楽電子事業協会</p>